

昭和54年4月24日

条例第10号

改正 昭和60年4月1日条例第9号
平成7年10月2日条例第20号
平成9年6月30日条例第16号
平成11年7月13日条例第11号
平成12年3月30日条例第3号
平成18年3月24日条例第16号
平成26年3月26日条例第5号
令和元年9月26日条例第22号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、名護市（以下「市」という。）の設置する公共下水道の管理及び使用について、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (4) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- (5) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (6) 除害施設 法第12条第1項及び法第12条の11第1項に規定する除害施設をいう。
- (7) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (8) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (9) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1カ月の期間をいい、その始期及び終期は規程で定める。
- (10) 義務者 法第10条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。
- (11) 水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。

第2章 排水設備の設置等

(排水設備の接続方法及び内径等)

第3条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下同

じ。)を排除すべき排水設備は、公共下水道のますその他の排水施設(法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合における他人の排水設備を含む。以下「公共ます等」という。)で汚水を排除すべきものに固着させること。

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規程の定めるところによること。

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径は、市長(下水道事業管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。)が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口(単位、人)	排水管の内径(単位 ミリメートル)
150未満	100以上
150以上300未満	150以上
300以上600未満	200以上
600以上	250以上

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第4条 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設(排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)の接続方法及び構造については、下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)第8条及び前条を準用する。

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、規程で定めるところにより申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更したときは、あらかじめその変更について書面により届け出て同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の検査)

第6条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内に到達するように、その旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、市長の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をする市長は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った

者に対し、検査済証を交付するものとする。

3 前項の検査済証の様式は、規程で定める。

(排水設備等の工事の実施)

第7条 排水設備等の新設等の工事は、規程で定めるところにより市長が指定した排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。

(排水設備等の管理義務)

第8条 使用者又は義務者は、排水設備等がその機能を発揮するよう十分な注意をもって管理し、破損その他異常があると認めるときは、直ちに市長に通報するとともに修繕その他必要な処置を講じなければならない。

2 前項のほか、市長がその必要を認めるときは、修繕その他の処置をとることができる。

3 前項の修繕その他の処置に要した費用は、義務者又は使用者の負担とする。

第3章 公共下水道の使用

(代理人の選定とその義務)

第9条 義務者が市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めるときは、市内に居住する者を代理人に定め、市長に届け出なければならない。代理人の変ったときも同様とする。

2 代理人は、この条例又はこの条例に基づいて規定した事項について、義務者のなさなければならない事項の一切を処理するものとする。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第10条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、次の各号に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) 水素イオン濃度 水素指数5以上9以下

(2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム以下

(3) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム以下

(4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第1号中「5以上9以下」とあるのは「5.7以上8.7以下」と、同項第2号中「600ミリグラム以下」とあるのは「300ミリグラム以下」と、同項第3号中「600ミリグラム以下」とあるのは「300ミリグラム以下」とする。

(除害施設の設置等)

第11条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して排除するときは、除害施設の設置又は必要な措置(以下「除害施設の設置等」という。)をして、これをしなければならない。

(1) 温度 45度以下

- (2) 水素イオン濃度 水素指数5以上9以下
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム以下

第12条 次の各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置等をしてこれをしなければならない。

- (1) 令第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
- (2) 温度 45度以下
- (3) 水素イオン濃度 水素指数5以上9以下
- (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム以下
- (5) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム以下
- (6) ノルマルヘキサン抽出

物質含有量

- ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
- イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (7) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる値項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る数
(し尿排除の制限)

第13条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは水洗便所によってこれをしなければならない。
(土砂等の投入禁止)

第14条 土砂、ごみ、油類、農薬その他公共下水道に障害を及ぼすおそれのあるものを公共下水道に投入し、又は排除してはならない。
(使用開始等の届出)

第15条 使用者が、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は規程で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 法第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をしたものとみなす。
- 3 前第1項の休止又は廃止の届出をしないときは、これを使用しているものとみなす。
- 4 使用者が変わったときは、新たに使用者となった者は、規程で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(悪質下水の排除の開始等の届出)

第16条 使用者は、令第9条第1項第4号に該当する水質又は令第9条の7若しくは第9条の8第1項第3号若しくは第4号若しくは第2項各号に定める基準に適合しない水質の下水（以下「悪質下水」という。）の排除を開始しようとするときは、あらかじめ、当該悪質下水の量及び水質を、規程で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 前項の使用人は、同項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ、規程で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第17条 市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、毎使用月の汚水量を算定しその使用月における公共下水道の使用について集金又は納入通知書により徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、2使用月分の汚水量を算定し2使用月分を一括徴収することができる。

3 使用料の納期限は、上下水道料金納付通知書等に記載して通知するものとする。ただし、市長が認めるときは別に定めることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長が必要と認めるときに行う。

(使用料の算定方法)

第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した基本料金と超過料金との合計額と、合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額とを加えた額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

種別	基本料金		超過料金（1立方メートルにつき）	
	汚水量	料金	汚水量（立方メートル）	料金
一般家庭排水	10立方メートルまで	600円	10を超え30まで	70円
			30を超えるもの	75円
業務用排水	10立方メートルまで	850円	10を超え50まで	100円
			50を超え100まで	110円
			100を超え300まで	125円
			300を超え600まで	140円
			600を超え1,000まで	165円
			1,000を超えるもの	185円

公衆浴場排水	100立方メートルまで	2,000円	100を超えるもの	20円
--------	-------------	--------	-----------	-----

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
- (3) 製氷業その他の営業で、現に使用する水の量が排水汚水量と著しく異なるときは、その使用者は、規程で定めるところにより毎使用月の排水汚水量を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長はその申告書の内容を審査してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3 市長は、前項の第2号又は第3号の認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を付けることができる。

4 使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の使用料は、次のとおりとする。

- (1) 排水汚水量が基本排出汚水量の2分の1に満たないときは、基本料金の2分の1とする。
- (2) 排出汚水量が基本排出汚水量の2分の1以上のときは、1月分とみなして算定する。

(資料の提出)

第19条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

第4章 雑則

(改善命令等)

第20条 市長は、公共下水道の施設の機能を妨げ、若しくは妨げるおそれがあり、又はその施設を損傷し、若しくは損傷するおそれがあると認めるときは、当該義務者又は使用者に対し、期限を定めて排水設備等の構造、使用の方法若しくは下水の水質を改善することを命ずることができる。

(行為の許可)

第21条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

- (1) 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図
- (2) 物件の配置及び構造を表示した図面

2 前項の申請書の様式は規程で定める。

(許可を要しない軽微な変更)

第22条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該物件を設ける目的に附随して行うものとする。

(占用)

第23条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、占有許可願を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について、法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

（原状回復）

第24条 前条の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると市長において認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前条の占有の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（手数料の徴収）

第25条 指定工事店の指定又は更新手数料及び指定工事店証の再発行手数料は次のとおりとし、指定、更新又は再発行の際に徴収する。

- （1） 指定工事店の指定 1件につき 20,000円
- （2） 指定工事店の更新 1件につき 20,000円
- （3） 指定工事店証の再発行 1件につき 1,000円

2 前項により徴収した手数料は、還付しない。

（使用料の減免）

第26条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（規程への委任）

第27条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

第5章 罰則

（罰則）

第28条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料を科する。

- （1） 第5条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を行った者
- （2） 排水設備等の新設等を行って第6条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- （3） 第7条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
- （4） 第11条、第12条又は第13条の規定に違反した者
- （5） 第15条第1項若しくは第4項又は第16条の規定による届出を怠った者
- （6） 第19条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- （7） 第24条第2項の規定による指示に従わなかった者
- （8） 第5条第1項又は第21条の規定による申請書又は書類、第5条第2項前段、第15条第1項又は第16条第1項若しくは第2項の規定による届出書、第18条第2項第3号の規定による申告書又は第

19条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

(9) 第23条の規定による許可を受けないで占用した者

(10) 第20条の規定による命令に従わなかった者

(11) 正当な理由がなく第18条第3項の規定による装置の取付けを拒否し、又は妨げた者

第29条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(普及促進の特別措置)

2 普及促進のため第18条の一般家庭排水に係る使用料については、使用開始の公示の日から2カ年以内に排水設備を設置したもの（新築に伴うものを除く。）は、供用開始の公示の日から3カ年間、基本料金について100円、超過料金1立方メートルにつき10円を減額する。

(平成26年4月分及び5月分における下水道料金の特例措置)

3 平成26年4月1日から平成26年5月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定する使用料の額は、第18条第1項の規定にかかわらず、当該使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、同項の表に定めるところにより算定した基本料金と超過料金との合計に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（昭和60年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第18条第1項の規定は、昭和60年4月1日からの汚水量に係る使用料から適用する。

附 則（平成7年条例第20号）

(施行期日)

1 この条例は、平成7年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第18条第1項の規定は、平成7年12月分の汚水使用量に係る料金から適用する。ただし、施行日前から継続して供給している下水道の使用で、施行日から平成7年12月末日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第16号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年8月1日から施行する。

(経過措置)

3 第13条の規定による改正後の名護市下水道条例第18条第1項の規定は、平成9年8月分の使用汚水

量に係る料金から適用する。ただし、施行日前から継続して供給している下水道の使用で、施行日から平成9年8月末日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成11年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第3号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の下水道条例第18条の規定は、平成18年8月分以後の月分として算定する下水道の使用料から適用し、同年7月分以前の月分として算定する下水道の使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の下水道条例第25条の規定は、別に定める排水設備指定工事店指定申請書を受理した日がこの条例の施行の日以後のものから適用し、施行の前日であるものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年条例第5号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、本則の「規則」を「規程」に改める規定並びに第3条、第6条及び第25条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。